

仮称：受援ガイドラインの一部整理について

第1章 はじめに

第〇 ガイドラインの目的 …… 当検討会設置趣旨等を踏まえて整理

例年、各地で水害等により大きな被害が発生するとともに、平成 28 年 4 月には熊本地震が発生し、益城町を中心に震度 7 が 2 回発生するなど大きな被害が発生したところです。また、近い将来には、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生も懸念されているところです。

このような大規模災害時において、地方公共団体は、災害対応の主体として、重要な役割を担うとともに、膨大な災害対応業務を長期にわたり実施することになります。

これらの災害対応業務の実施に当たっては、地方公共団体単独での対応は極めて困難であり、そのため、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等との相互連携のもと、平時より応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受け入れ体制（受援体制）について検討し整理しておくことが必要になります。

これまで、国においては、東日本大震災を受け災害対策基本法を改正したほか、防災基本計画の修正等により、応援・受援についての規定を整備してきたところですが、受援計画の策定状況については、都道府県で約 4 割、市町村で 1 割強に留まっている状況（「震災対策の推進に関する行政評価・監視～災害応急対策を中心として～勧告（概要）」（総務省、平成 26 年 6 月））です。

このため、内閣府において、学識経験者、被災・応援を経験した地方公共団体、物流専門家、ボランティア団体及び関係省庁をメンバーとする検討会を設置し、地方公共団体の受援体制の整備を促進するための方策を検討し、「受援ガイドライン」（仮称）（以下「ガイドライン」という。）を取りまとめることとしました。

今後、各地方公共団体においては、ガイドラインを活用していただき、円滑に外部からの応援を受けることができるよう、地域防災計画に位置付けを推進されるとともに、訓練等を通じた応援受援の実効性の確保を図っていただくようお願いいたします。

（参考）地方公共団体における相互応援協定及び受援計画の策定状況

【地方公共団体相互の応援協定の締結状況】	【地方公共団体における受援計画の策定状況】
○都道府県 39協定が締結	○ 都道府県 約4割 12／29 都道府県
○市町村 1,705団体(97.9%)が締結	○ 市町 1割強 19／168 市町
出典：「地方防災行政の現況」（消防庁、平成27 年4月）	出典：「震災対策の推進に関する行政評価・監視～災害応急対策を中心として～勧告（概要）」（総務省、平成26 年6月）

第〇 応援受援とは …… 応援と受援の関係を整理

各地方公共団体においては、相互応援協定の締結により、相互に連携が図られるようになってきているとともに、全国知事会をはじめとする広域的な協定の枠組みによる広域応援を円滑に機能させるための取組の検討もなされているところである。

また、今回の熊本地震では、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、被災自治体ごとに支援先を割り振るカウンターパートによる支援が行われたところであり、支援漏れのない円滑な応援が実施されたところである。

しかしながら、これらのような広域的な応援の連携協力が進んでいる一方で、応援を受ける被災自治体は、応援を受け入れる体制が十分でないことから、応援職員を受け入れることができない、応援職員の知見や能力、マンパワーを十分に活用することができないなどの課題が発生する。

すなわち、「応援」と「受援」は車の両輪の関係であり、「受援」を踏まえた体制づくりが必要である。

（参考）災害対策基本法における応援受援に関する主な規定

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（都道府県地域防災計画）

第四十条

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

（市町村地域防災計画）

第四十二条

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

（参考）防災基本計画における受援計画の位置付け

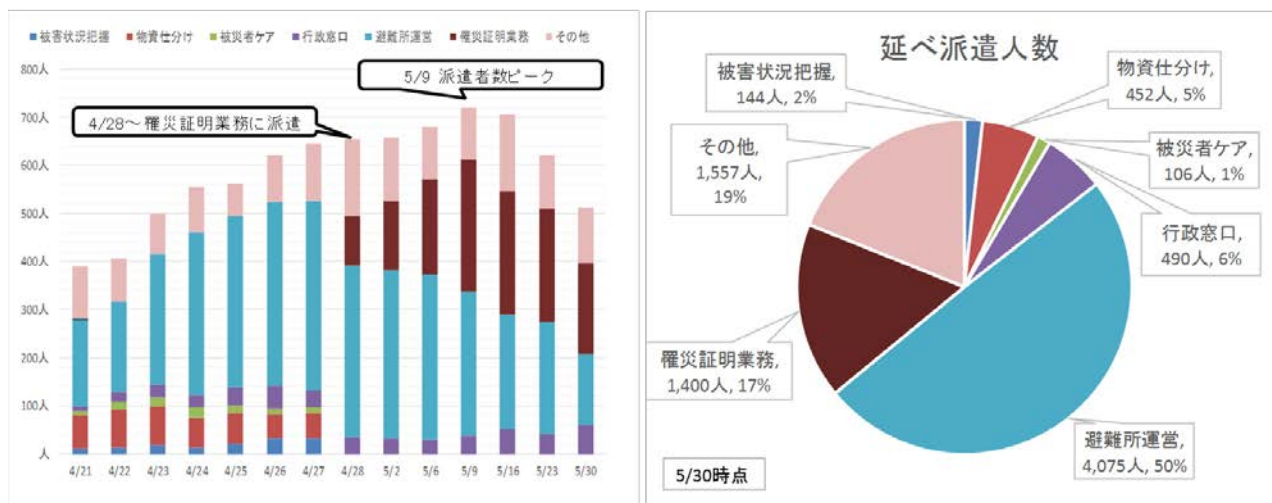
〇地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、
応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、
応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

＜熊本地震の応援状況＞

● 職員派遣状況(熊本市除く) ※人数等については再整理予定

熊本地震における職員派遣状況(H28.5.30 時点、個別協定や国の派遣状況は除く。)」によれば、全体数は 8,224 人となっている。発災当初は、多いものから避難所運営(全体で 4,075 人、50%)、その他(主にリエゾン、全体で 1,557 人、19%)、物資仕分け(全体で 452 人、5%)となっている。4 月 28 日から罹災証明書業務(全体で 1,400 人、19%)派遣が始まり、5 月 9 日が派遣者のピークとなっている。

＜九州・山口 9 県、関西広域連合、全国知事会、静岡県等との協定に基づく職員派遣状況＞

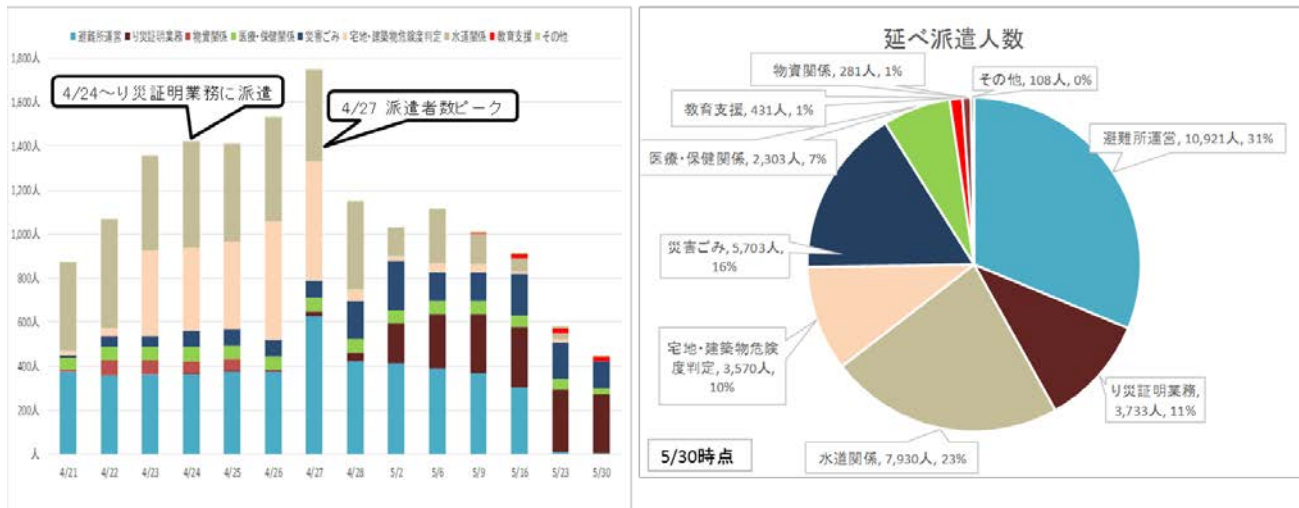


※省庁等が調整して派遣した技術職等含まず。 ※その他は主にリエゾン

● 職員の派遣状況(熊本市) ※人数等については再整理予定

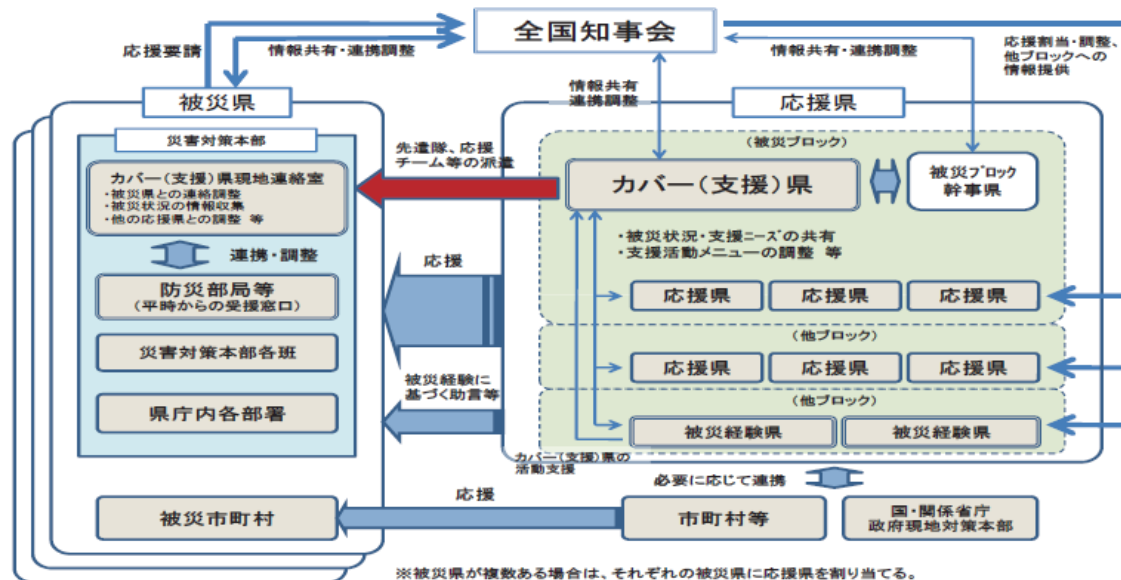
熊本市における職員派遣状況(H28.5.30 時点)によれば、全体数は 34,980 人となっている。発災当初は、多いものから水道関係(全体で 7,930 人、23%)、避難所運営(全体で 10,921 人、31%)、医療・保健関係(全体で 2,303 人、7%)となっている。4 月 24 日から罹災証明書業務(全体で 3,733 人、11%)派遣が始まり、4 月 27 日が派遣者のピークとなっている。

＜21大都市及び指定都市市長会等との協定に基づく職員派遣状況＞

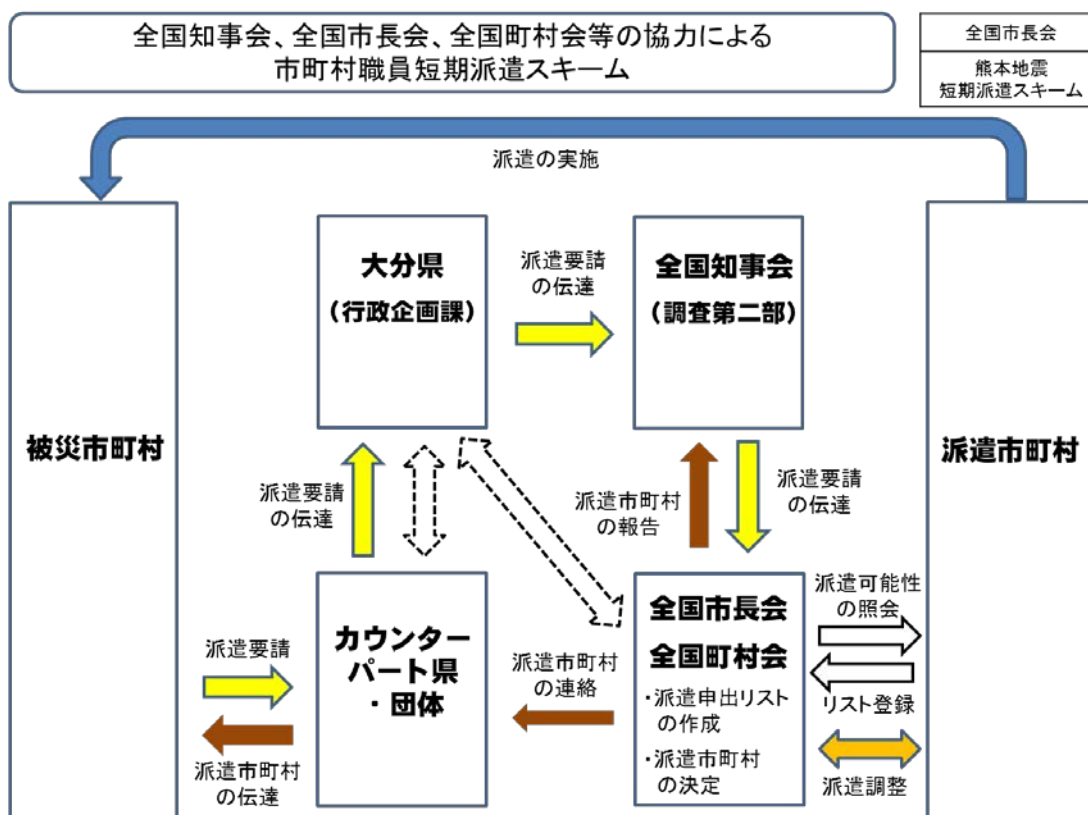


＜応援の枠組み＞

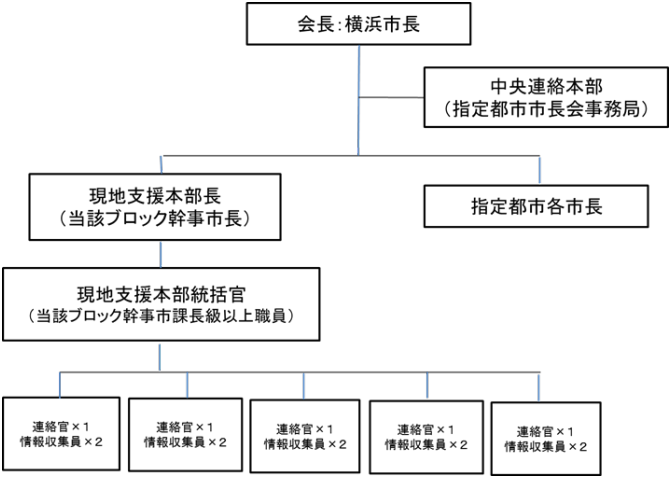
- 全国知事会協定における「大規模広域災害時における複数ブロックによる広域応援イメージ」



- 熊本地震における市町村職員の派遣スキーム



● 指定都市市長会における応援のスキーム(指定都市市長会行動計画(コンセプトプラン)における考え方)



災害発生場所 (ブロック)	当初の応援担当市		現地支援 本部設置 担当市
北海道、 東北、新潟	Aグループ 各市	札幌、仙台、新潟、 さいたま、千葉	当該年度 の各グ ループの 幹事市
関東、 長野、静岡	Bグループ 各市	横浜、川崎、相模原、 静岡、浜松	
中部、近畿	Cグループ 各市	名古屋、京都、大阪、 堺、神戸	
中国、四国、 九州	Dグループ 各市	岡山、広島、北九州、 福岡、熊本	

第〇 過去災害における教訓 …… 応援受援に関する教訓を整理

- ・ 阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災、平成 27 年 9 月関東東北豪雨、平成 28 年熊本地震等における応援受援に関する教訓、
- ・ 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告など、中央防災会議、全国知事会等で実施された各種検討報告書から応援受援等に関する教訓
- ・ 「東日本大震災における広域応援の実施状況調査結果」(全国知事会)、消防庁ヒアリング調査結果における応援・受援自治体の声などを掲載

〇. 阪神・淡路大震災（震度 7）：H7.1.17 5:46 発生

阪神・淡路大震災では、発生直後、職員自身の被災、市役所庁舎自体の被災による機能障害、交通途絶による職員の登庁の遅れ、初期情報の不足による状況把握の遅れ等の要因が重なり、初動体制の構築、迅速な応援要請に支障をきたした。その後も、他都市から多くの応援職員を本市に受入れたが、配備や活動、さらには宿舎の確保、食糧の供給、道案内等の対応に困難を極めた。



阪神・淡路大震災における神戸市役所の庁舎被害

また、災害発生直後から多くのボランティアの受入れを始めたが、当時の地域防災計画には、ボランティアの受入れについての明確な定めがなく、ニーズの把握やコーディネート
の在り方などに多くの課題を残した。

出典：「神戸市受援計画」総則

出典：「阪神・淡路大震災調査報告（鉄筋コンクリート造建築物）」
（阪神・淡路大震災調査報告編集委員会（日本建築学会、地盤工学会、土木学会等）、平成 7 年）

（参考）阪神・淡路大震災における職員の参集状況

阪神・淡路大震災において最大震度が 7 であった神戸市・芦屋市・西宮市は、発災後 18 時間経過した時点での職員の参集状況は 40～50%程度にとどまっている。

○阪神・淡路大震災時の参集状況（震災後 18 時間の時点で約 40%～50%）

	(18 時間後)	(42 時間後)	(66 時間後)	(90 時間後)	(210 時間後)
神戸市	41%	約 6 割	約 7 割	約 8 割	約 9 割
芦屋市	42%	52%	60%	69%	—
西宮市	51%	66%	69%	78%	—

出典：「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」((財)消防科学総合センター、平成 9 年)

(参考) 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告

都道府県や国等の関係機関の連携による支援体制を検討するとともに、被災した市町村では受入れ体制(受援力)の強化を図る必要がある。

a) 関係機関の連携による支援体制の構築

○都道府県、国や専門機関等が、被災市町村のニーズに応じて、公共土木施設の災害復旧、医療・保健分野など専門の技術が必要とする技術的支援、被災証明の発行など過去の災害対応経験やノウハウを活用した支援、市町村事務への支援など人員不足を補うための人的支援を実施することが有効であるため、必要な支援体制を整備しておく必要がある。

○被災した市町村へ迅速に支援できるよう、近接する市町村と連携した災害時の相互支援体制を整備しておく必要がある。その際、あらかじめ災害時における応援協定等を締結し、職務内容を具体化しておく必要がある。

○都道府県や市町村は、被災した市町村の支援に備え、派遣する職員やその担当業務をあらかじめ決定しておくとともに、研修等を通じて当該業務の習熟を図る必要がある。

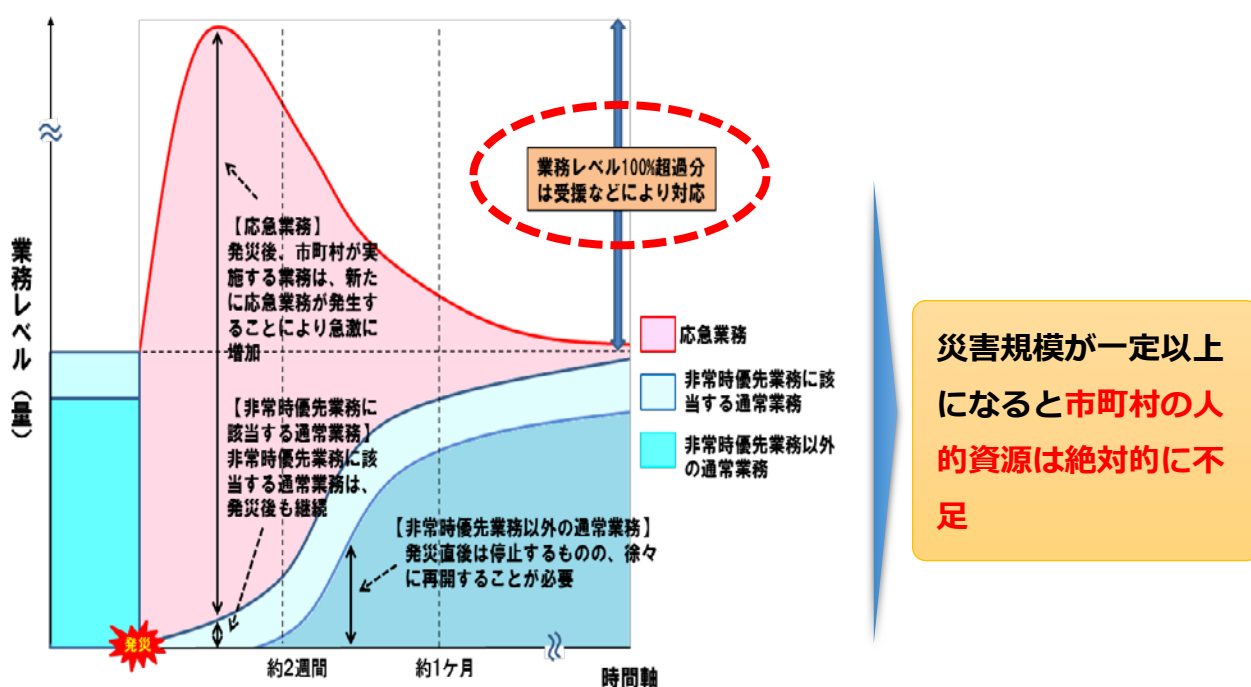
○応援協定等に基づく連携対応が実際の災害時にも円滑に実施できるようにするため、平素から地方公共団体間での定期的な会合を開催し、関係する首長や職員同士で応援事項の要望について連絡し合える関係づくりが有効である。また、合同での訓練等を通じて内容を確認し適宜見直すなど継続的な取組が必要である。

第〇 受援計画策定の効果、業務継続計画との関係

大規模災害において、地方公共団体は、膨大な災害対応業務を地方公共団体単独で対応することは困難であり、特に、避難所運営、建物被害認定、罹災証明書発行関連業務などの災害時に特有の業務の実施は、被災経験のない地方公共団体にとっては、極めて困難な状況に陥ることから、平時より受援体制を整備しておくことが重要である。

■ 受援計画策定の効果

- あらかじめ受援対象業務を整理し、応援職員の組み入れを前提とした災害対応体制を確保しておくことで、膨大な災害対応業務を実施することが可能となる。
- 被災経験のある自治体からの応援職員を受け入れることで、不慣れな災害対応業務も円滑に実施することが可能となる。
- 受援対象業務の整理を通じて、物資の受入れ、仕分けや避難所運営における警備、仮設トイレの汲み取り清掃など外部に委託できる業務の整理も可能となる。



発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」

■ 業務継続計画との関係

- 受援を想定した業務継続計画を策定しておくことで、応援職員を含めた体制を組むことができるなど、より実効性の高い業務継続体制が確保できること、
 - 長期にわたる災害対応においても、適切な職員配置、ローテーションを組むことで、被災自治体職員のメンタルヘルス等への配慮が可能となること、
 - あらかじめ、非常時優先業務の整理を行っておくことで、受援対象業務の絞り込みが容易に可能になること、
 - 業務継続計画の策定がまだな自治体においては、非常時優先業務の整理と受援対象業務の絞り込みを併せて実施することが効率的であること、
- などを記載。

第〇 参考資料

<法律> 災害対策基本法における相互応援協定及び応援・受援等に関する規定

記載項目	記載内容
地方公共団体相互の協力	第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。
施策における防災上の配慮等	第八条二項 十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項 十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
都道府県地域防災計画	第四十条 3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
市町村地域防災計画	第四十二条 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
災害予防及びその実施責任	第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
円滑な相互応援の実施のため	第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災

記載項目	記載内容
めに必要な措置	害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ※災害予防責任者とは、災害対策基本法第四十七条において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。
他の市町村長等に対する応援の要求	第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
都道府県知事の指示等	第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。
都道府県知事等に対する応援の要求	第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。
内閣総理大臣による応援の要求等	第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めるよう求めることができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。 3 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長

記載項目	記載内容
	の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。 4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。 5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。 6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。
指定行政機関の長等に対する応援の要求等	第七十四条の三 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
物資又は資材の供給の要請等	第八十六条の十六 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。
備蓄物資等の供給に関する相互協力	第八十六条の十七 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。
災害応急対策 必要物資の運	第八十六条の十八 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のた

記載項目	記載内容
送	め緊急の必要があると認めるときは指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材(次項において「災害応急対策必要物資」という。)の運送を要請することができる。 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。
指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担	第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

<基本計画>

章・節	項	内容
第1章 災害予防 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	○市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ○市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ○市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
	(5) 防災関係機関相互の連携体制	○都道府県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ○都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。
		○地方公共団体は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する

章・節	項	内容
		地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。 ○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 ○国〔警察庁〕及び都道府県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。 ○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 ○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 ○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の整備に努めるものとする。 ○国〔国土交通省〕は、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。 ○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省等〕、地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実にも努めるものとする。 ○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。
第2章 災害応急対策	1 救助・救急活動	○被災地域外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。
第4節 救助・救急、医療及び消火活動	(3)被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	○非常本部等は、必要に応じ、救助・救急関係省庁等に対し、応援を依頼するものとする。 ○非常本部等又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を図るものとする。 ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は、救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において

章・節	項	内容
		て、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。 ○内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、救助・救急活動の実施及び応援について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。 ○国〔警察庁〕は、必要に応じ、警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。 ○国〔消防庁〕は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。 ○国〔防衛省〕（自衛隊）は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援する。 ○国〔国土交通省〕、高速道路事業者及び地方公共団体は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。
	3 消火活動 (2)被災地域外の地方公共団体による応援	○被災地域又は発災現場以外の市町村は、被災地又は発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、消防機関（危険物災害においては自衛消防組織等を含む。）による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。 ○国〔消防庁〕は、被災地域外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。 ○国〔消防庁〕は、必要に応じ、被災地域又は発災現場以外の地方公共団体の消防隊（危険物災害においては自衛消防組織等を含む。）による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。 ○非常本部等は、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。 ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は、消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し、消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。 ○内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、消防機関による応援の実施について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。